

「医療情報取得加算」について

当施設では、マイナンバーカードの保険証利用について以下の体制を整備しております。

1. オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）を行う体制を有しています。
2. 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用をして診療を行います。

上記体制の整備に伴いまして、令和6年12月より「医療情報取得加算」を算定いたします。

初診時	医療情報取得加算：1点 (月1回)
再診時	医療情報取得加算：1点 (3月に1回)

当施設では、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。